

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
障害者統計の充実に向けた対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者統計については、平成29年度（2017年度）中に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実に係ることを盛り込むべく検討が進められている。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めており、同条約の第1回日本政府報告では、データ・統計の充実に課題として掲げ、改善に努める旨記載している。これら施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実に図る。（本文）</li> </ul>
障害者統計を取り巻く状況の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月30日閣議決定)においては、障害者施策のPDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進として、障害当事者や障害当事者を取り巻く社会環境の実態把握を適切に行うため、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ必要なデータ収集や統計の充実を行うことが重要であると規定されている。第5次の同計画は、令和4年度(2022年度)中の閣議決定を目指して検討が進められているが、統計については、「障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ必要なデータ収集や統計の充実を行うことが重要」という方針で検討が進められている模様。(別紙参照)</li> <li>○ 障害者の権利に関する条約(平成26年1月20日締結、同年2月19日我が国について発効)においては、締約国に、国内における条約の実施状況の監視の枠組みの整備(第33条)及び統計及び資料の収集に係る取組(第31条)の実施が求められており、当該取組を含めた条約全般に係る日本政府の対応状況について、令和4年8月に国連障害者権利委員会の審査が予定されている。</li> </ul>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>＜令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある者と障害のない者との比較を可能とするための障害者統計の充実に向けて、学識経験者及び関係府省の者を構成員とする検討チームの下、「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業」を行い、報告書を取りまとめた。【内閣府、総務省及び厚生労働省】</li> <li>○ 令和3年(2021年)に実施した社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握し、令和4年(2022年)中に調査結果の公表を予定している。【総務省】</li> <li>○ 令和4年(2022年)国民生活基礎調査から、国連障害者権利委員会がその利用について勧告しているワシントングループの設問により日常生活における機能制限の程度に関する状況を新たに把握することとし、調査実施の準備を進めている。【厚生労働省】</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の統計調査において、障害のある者とない者との比較が可能となる調査項目の追加が行われ、障害者統計の充実については一定の進捗。まずはこれらの調査結果等を確認する必要があるが、今後も統計の充実に図っていく方向性について、引き続き本文に記載してはどうか。</li> </ul> <p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者統計については、令和4年度(2022年度)中に閣議決定を予定している第5次障害者基本計画等の施策上のニーズを踏まえ、これまで調査項目の充実に図ってきた統計調査を中心に、分析に資する統計の作成・提供を推進する。(本文のみ)</li> </ul>
備考(留意点等)	

統計委員会企画部会 WG（第3WG）  
内閣府提出資料

現行の第4次障害者基本計画（対象期間：平成30年度から5年間）において、統計に関しては、下記の記載がある。

○障害者基本計画（第4次）（平成30年3月）における統計に係る記載について（抜粋）

## II 基本的な考え方

### 3. 各分野に共通する横断的視点

#### (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

条約第31条、第33条等の趣旨を踏まえ、「確かな根拠に基づく政策立案<sup>13</sup>」の実現に向け、次に掲げるところにより、必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障害者施策のPDCAサイクルを構築し、着実に実行する。また、当該サイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていく。

##### ① 企画(Plan)

「確かな根拠に基づく政策立案」を実現する観点から、障害当事者や障害当事者を取り巻く社会環境の実態把握を適切に行うため、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ必要なデータ収集や統計の充実を行うことが重要である。

このため、各分野における障害者施策の一義的な責任を負うこととなる各府省は、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの適切な収集・評価の在り方等を検討するとともに、本基本計画に掲げる施策について具体的な成果目標を設定し、より効果的な施策を企画できるよう努める。

[略]

<sup>13</sup> 英語表記では「Evidence-Based Policy Making」。

○次期障害者基本計画（第5次）の策定について

現在、内閣府に設置された障害者政策委員会において、今年度中の策定を目指して次期障害者基本計画策定に向けた議論を行っているところ。

【参考】※第65回障害者政策委員会（令和4年5月24日）

資料2「障害者基本計画（第5次）総論本文案」（抜粋）

## II 基本的な考え方

### 4. 各分野に共通する横断的視点

#### (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

「確かな根拠に基づく政策立案<sup>14</sup>」の実現に向けた必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルの構築、着実な実行及びPDCAサイクル等を通じた施策の不断の見直しを図ることについては、障害者権利条約第31条（統計及び資料の収集）、第33条（国内における実施及び監視）等の趣旨を踏まえ、旧基本計画においても各府省に対し取組を進めるよう求めてきたが、当事者参画の観点等において分野ごとに進捗の差がみられる。

##### ① 企画(Plan)

「確かな根拠に基づく政策立案」を実現する観点から、障害当事者や障害当事者を取り巻く社会環境の実態把握を適切に行うため、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ必要なデータ収集や統計の充実を行うことが重要である。

このため、各分野における障害者施策の一義的な責任を負うこととなる各府省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）において施策上のニーズ等を踏まえた障害者統計の充実が求められていることも踏まえつつ、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの適切な収集・評価の在り方等を検討するとともに、本基本計画に掲げる施策について具体的な成果目標を設定し、より効果的な施策を企画できるよう努める。

[略]

<sup>14</sup> 英語表記では「Evidence-Based Policy Making」。

内閣府政策統括官（政策調整担当）付障害者施策担当